

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和4年4月22日付けの通知書により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

- 1 令和4年2月10日の自宅面談の際、妻が担当職員に対し、本件会社に参加して毎月2,000円を支払っていることを話し、担当職員から、本件会社について解約返戻金があるか確認するよう指示があった。その確認の結果を待たず、同月14日付けで保護開始決定がなされ、その後、同年4月5日に解約返戻金が振り込まれたことを受けて、同日に遡って保護廃止決定がなされ、同月22日付けで本件処分が行われた。

以上の事実経緯に照らせば、担当職員は同年2月10日時点で本件会社の解約返戻金が存在し、後ほど収入として認定され、保護費の返還決定がなされる可能性を十分認識し、又は容易に認識できたにもかかわらず、解約返戻金の金額を確認しないままに、ずさんにも同月14日付けで保護開始決定を行った。その結果、本来であれば請求人に必要のなかった保護開始決定を行ったことになる。そして、その後の請求人世帯の健康保険の利用を妨げ（保護費の返還を求められると医

療費が10割負担になることを説明されていたため、必要な医療を受けるのを躊躇した。）、法63条による返還決定により結果的に請求人に医療費10割の負担をさせて、請求人に不測の損害を与えた。

解約返戻金についての担当職員からの適切な説明があれば、請求人はそもそも保護申請をしなかったか、又は取り下げることができたというべきである。

- 2 本件は担当職員の過誤により本来であれば必要のなかった保護費が支給された経緯に鑑み、さらに、法63条の規定が不当に流出した生活保護費用を回収して損害の回復を図るという側面をも趣旨として含むものと解されることを併せ考慮すれば、法63条による返還額の決定に当たっては、損害の公平な分担という見地から、上記の過誤に係る損害賠償請求権の成否等についての検討が不可欠である。

しかし、本件はそのような検討がされたものとはうかがわれない。また、本件処分に当たり、保護費全額や医療費10割の負担をさせること等が請求人世帯の自立を阻害させるおそれがあるか等について具体的な検討をした形跡も見当たらない。

したがって、請求人に一方的に支給金額及び医療費10割全額の返還を義務付ける本件処分は、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くというべきである（東京地裁平成29年2月1日判決参照）。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 1月17日	諮問
令和6年 6月14日	審議（第89回第1部会）
令和6年 7月25日	審議（第90回第1部会）
令和6年 8月29日	審議（第91回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、

以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

ア 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとする。

イ 法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとし、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとする。

(2) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとする。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「返還通知」という。）は、生活保護制度は法4条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件としているが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものであるとし、ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って法63条に基づき費用返還を求めるとする。

そして、返還通知1・(1)は、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とした上で、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、①から⑥までの控除を認めることができる場合を挙げる。そのうちの④においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考

慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」（以下「自立更生免除」という。）とする。

(3) 解約返戻金の取扱い

ア 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 3 4 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 3（資産の活用）の問 1 1・答は、保護申請時において保険に加入しており、解約すれば返戻金のある場合は、全て解約させるべきかとの問に対して、保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則であるが、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法 6 3 条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえないとする。

イ 「生活保護運用事例集 2 0 1 7（令和 3 年 1 2 月改訂版）」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行。以下「運用事例集」という。）問 3－4 は、冠婚葬祭互助会に加入している者から保護申請があった場合の取扱いについて、一定の条件のもとで解約すれば解約返戻金が出ることから、保護開始時における「利用し得る資産」であるという点で生命保険と同様の性格があり、解約返戻金が一定額を超えるときは、解約させ活用を求めるべきであるが、葬祭は、一般に社会通念上、特別な需要と考えられていること等を考慮して、生命保険の場合の解約返戻金の目安である 3 0 万円という金額以内であれば、原則として、解約を要せず保有を容認することができるものとし、ただし、解約返戻金が保護開始時における「利用し得る資産」であることに変わりはないことから、法 6 3 条の適用を条件に解約させないことができる取扱いとする、とする。

(4) 課長通知等の位置付け

課長通知は、地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく処理基準であり、返還通知は、地方自治法 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。また、運用事例集による上記取扱いは、課長通知の解約返戻金の取扱いを具体化するものであり、その内容には合理性が認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 上記 1 の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な

点がないか、以下検討する。担当職員は、請求人からの保護開始申請の際、請求人が本件会社の冠婚葬祭互助会に加入していることを把握したものの、本件契約の内容が分かる資料の提出がなかったことから、請求人に対し、解約返戻金の額によっては、解約指導の対象となる旨を伝え、令和4年2月14日、処分庁は、保護開始申請日である同月8日を開始日として、請求人世帯の保護を開始したことが認められる。

そして、同月21日、担当職員は、事務所に来所した請求人らに本件契約の保険証券の提出を求めたところ、妻は見つからなかった旨を述べたことから、本件会社に電話で解約返戻金の額を確認するよう求め、翌22日、妻から解約返戻金の額が956,000円になる旨の連絡を受けたことから、解約指導の対象となること、保護開始日に遡って医療費を含む保護費を返納してもらう必要があること等を伝えていることが認められる。

- (2) 冠婚葬祭互助会の解約返戻金については、生命保険の場合の解約返戻金の目安である30万円という金額以内であれば、原則として、解約を要せず保有を容認することができるとされていること（1・(3)・イ）からすれば、令和4年2月14日の時点で解約返戻金の額が明らかでなかったとしても、処分庁が、生活に困っているとして保護申請のあった同月8日を開始日として請求人世帯の保護を開始したことに不合理な点は認められない。また、解約返戻金の額が956,000円と判明した同月22日の時点で、担当職員が本件契約の解約を求めたことは、解約返戻金の取扱い（1・(3)）に則ったものである。

- (3) そして、本件返戻金が振り込まれた令和4年4月5日に、請求人は、保護開始時に存在した本件返戻金相当額について、法63条の「資力」を現実に得たといえる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト掲載）、処分庁が、法63条の規定を適用して支給済み保護費の返還を求めたことに、違法・不当な点は認められない。

- (4) そして、請求人が保護開始月である令和4年2月から同年4月ま

でに受けた支給済み保護費の合計は、別紙返還金額算定表のとおり、165,077円であった。

請求人の資力（本件返戻金）は955,340円であるから、支給済み保護費165,077円全額が原則として返還対象となる（1・(2)・イ）。そして、当該金額（165,077円）は、請求人世帯の自立を著しく阻害するものではないから、自立更生免除を適用すべきとはいえない。

以上によれば、当該金額を返還決定額とした本件処分は、上記1の法令等に則ってなされたものであり、かつ、違算も認められないから、違法又は不当とすべき点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、担当職員が解約返戻金の金額を確認しないまま、本来であれば請求人に必要のなかった保護開始決定を行い、本件処分により結果的に請求人らに医療費10割の負担をさせ、請求人らに不測の損害を与えた旨主張し、東京地方裁判所の判決を引用した上で、本件の経緯に鑑みると、処分庁が、損害の公平な分担や請求人らの自立を阻害させることとなるおそれがあるか否か等につき十分な検討をしないで行った本件処分は、著しく妥当性を欠き、違法・不当である旨主張する。

しかし、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合にも生活保護制度は適用され得るものであるところ（1・(2)・イ）、本件返戻金が実際に振り込まれたのは、保護申請から約2か月後の令和4年4月5日であり、保護申請時に提出された各資産申告書の内容からすれば、請求人世帯に保護の必要がなかったとはいえない。

また、担当職員は、解約返戻金の額によっては解約指導の対象となる旨を説明していたのであるから、請求人自らその活用できる資産（本件契約の解約返戻金）を担当職員に速やかに情報提供すべきであったといえ、処分庁が解約返戻金の額を確認する前に請求人世帯の保護を開始したとしても、そのことが請求人に不測の損害を与えたということはできない。

また、請求人が引用する東京地方裁判所判決は、福祉事務所の職員の過誤により保護費が過大に支給されていた事案であり、本件とは明らかに状況が異なるから、請求人の主張を採用することはできない。

4 付言

上記のとおり、現行法によれば、生活保護の被保護者は医療保険の被保険者とはなりえないとされていることから、健康保険制度の被保険者から除外され、医療扶助として医療費10割負担分を取得していたという前提のもとで、将来医療費全額の返還が求められることは一般に起こりうる状況にある。そこで、保護の実施機関においては、法63条に係る上記取扱いに関して、保護を申請しようとする者から十分な理解を得ておくことが不可欠である。確かに、本件においても、処分庁は請求人に対して「生活保護のしおり」を用いて説明していることが認められる。しかしながら、本件においても審査請求がなされ、本件以外でも、法63条に基づく医療費の取扱いをめぐっては審査請求や行政訴訟が提起されているといった事実を鑑みると、当該取扱いに関する理解は一般市民にとって決して容易なものではない。したがって、処分庁は、相談者ないし申請者の事情に即して、具体的かつ丁寧に説明を尽くすことが望まれる。

また、本件のように、相談や保護の開始を検討する時点において、保険の解約や未受給年金の受給申請等により現金化できる資産を有しており、保護決定後に法63条による返還や保護の廃止が見込まれる事例においては、生活困窮者自立支援制度や社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付など他制度の活用も含め、十分な情報提供と具体的選択肢の提示を通じて、処分庁として丁寧なケースワークにより、相談者が自立的生活のため一層合理的な選択をできるように努めることが望まれる。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙(略)